

北海道福祉サービス第三者評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構（以下「道推進機構」という。）が北海道における福祉サービス第三者評価事業の実施に関して、基本的な事項を定めるものである。

(第三者評価基準)

第2条 北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構(以下「道推進機構」という。)は、第三者評価基準等委員会の意見に基づいて、評価基準を定めなければならない。評価基準を変更するときも同様とする。

2 第三者評価の評価項目は、道推進機構が定めた別表第1の「北海道福祉サービス第三者評価基準」に定める項目を全て含むものでなければならない。

(第三者評価機関の認証)

第3条 第三者評価機関の認証については、「北海道福祉サービス評価機関認証要綱」の定めるところによる。

(第三者評価の手法)

第4条 第三者評価の方法は書面調査、訪問調査及び利用者等調査とする。このうち、書面調査及び訪問調査は必須とし、利用者等調査は適宜行うものとする。

(1) 書面調査

書面調査は、訪問調査を担当する評価調査者3名以上が、第三者評価基準による事業者の自己評価の結果、及び事業者の基本的な事項の他、必要に応じて当該事業者の組織及び事業内容を掲載した書類等に基づいて行うものとする。

(2) 訪問調査

訪問調査は、書面調査を担当した評価調査者3人以上で実施することとし、書面調査等の分析、集計結果等を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って、組織運営やサービスの実施状況を把握・検証する方法により行うものとする。

(3) 利用者等調査

利用者等の意向を把握することの重要性に鑑み、評価機関は事業者の了

解を得た上で、利用者・家族・職員等へのアンケート調査等の利用者等調査の実施に努めなければならない。

2 前項の調査は、次のいずれかの要件を満たす評価調査者3名以上のチームによって実施されなければならない。

(1) 第8条に規定する「評価調査者養成研修」を修了し、当該修了の日から2年を経過しない者

(2) 第8条に規定する「評価調査者継続研修」を修了し、当該修了の日から2年を経過しない者

3 評価機関は、評価調査者のうち1名を主任調査者として指名し、調査業務における責任者としなければならない。

4 第2項に規定する評価調査者のチームは、次の全ての要件を満たす構成としなければならない。

(1) 評価調査者養成研修又は評価調査者継続研修において、サービス種類ごとに行われる研修コースを履修している評価調査者を1名以上含むこと。

(2) 評価調査者養成研修又は評価調査者継続研修において、組織運営管理業務の課程を履修している評価調査者を1名以上含むこと。

(3) 調査の対象とする事業者と関係のある評価調査者を構成員に含めないこと。なお、事業者との関係の有無については、別紙の判断基準により判断するものとする。

5 第三者評価の対象とする事業者と関係のある評価機関は、当該事業者の第三者評価を実施することができない。なお、事業者との関係の有無については、別紙の判断基準により判断するものとする。

(第三者評価結果の取りまとめ及び評価結果の確定)

第5条 第三者評価結果の取りまとめ及び結果の確定の取扱いは次に掲げるとおりとする。

(1) 第三者評価結果の取りまとめ

評価の公正・中立性を確保する観点から、評価調査者の合意によって行うものとする。

(2) 評価結果の確定

評価機関は、評価調査者の合意で取りまとめられた結果を精査したうえで評価結果の確定を行う。調査が不十分な場合等は再調査等の措置を講じた上で、結果を確定する。ただし、北海道福祉サービス第三者評価機関認

証要綱第2条により評価決定委員会を設置する評価機関にあつては、評価機関は、当該委員会での審議を経た上で評価結果の確定を行わなければならない。

(第三者評価結果の公表等の取扱い)

第6条 評価機関及び道推進機構は、別に定めるところにより、第三者評価の結果を公表するものとする。

(報告等)

第7条 評価機関は、第三者評価を実施したときは、評価結果の取りまとめ後2週間以内に、道推進機構に、第三者評価の対象となった事業者名、第三者評価結果を報告しなければならない。

2 道推進機構は、評価機関に対して、必要に応じて、第三者評価の実施状況等の報告を求めることができる。

(第三者評価結果についての不服申し立て)

第8条 事業者は第三者評価結果の内容について、評価機関もしくは道推進機構に不服申し立てができる。不服申し立てに関する事項は別に定める。

(評価調査者に対する研修及び登録)

第9条 評価調査者に対する研修は次に掲げるとおりとする。

(1) 評価調査者養成研修

道推進機構は評価調査者の候補者に対し、評価調査者のための養成研修を行うものとする。

(2) 評価調査者継続研修

道推進機構は評価調査者に対し、評価調査者継続研修を実施することとし、評価調査者はこれを受講するものとする。

(3) 研修カリキュラム

研修のカリキュラムは、第三者評価の知識及び評価基準などに対する理解を講義・演習・実習により習得する内容とする。研修内容については別に定める。

(4) 審査委員会

養成研修及び継続研修の受講者に対し、受講資格の確認及び研修受講後

の評価技能を確認するため、審査委員会を設置し審査を行う。受講資格の審査に合格したものが研修を受講することができ、研修受講後の評価技能の審査に合格したものが評価調査者（養成・継続）研修修了者として、道推進機構に登録される。審査委員会の運営及び登録に関する事項は別に定める。

（情報公開及び普及・啓発）

第10条 第三者評価に関する情報公開及び普及・啓発は次に掲げるとおりとする。

（1）情報公開

道推進機構は、道推進機構に関する事項及び認証した第三者評価機関に関する事項（名称、代表者名、所在地、評価対象サービス、評価料金等）について情報の公開を行うものとする。

（2）普及・啓発

道推進機構は、第三者評価に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。

（苦情等への対応）

第11条 道推進機構は、第三者評価に対する苦情、意見、要望等に対し、苦情受付窓口の設置や第三者評価機関認証委員会での苦情等への対応の審議など、適切に対応する体制を整備するものとする。

（推進支援会議の設置）

第12条 道推進機構は、北海道における福祉サービス第三者評価の推進を図るため、北海道福祉サービス第三者評価事業推進支援会議（以下、「推進支援会議」とする。）を設置し、評価機関を含む関係機関との連携を図る。推進支援会議に関する事項は別に定める。

（事業実施状況等の報告）

第13条 評価機関及び道推進機構の報告は次に掲げるとおりとする。

（1）評価機関は、毎会計年度終了後速やかに、道推進機構に対して事業の実績等を報告するものとする。

（2）道推進機構は、毎会計年度終了後速やかに、北海道に対して事業の実施

状況等を報告するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるものの他、福祉サービス第三者評価を実施するに当たり必要な事項は別に定める。

附則

この実施要綱は、平成17年10月26日から施行する。

この実施要綱は、平成17年11月28日から施行する。

この実施要綱は、平成18年11月1日から施行する。

(別紙)

1 調査の対象となる事業者と評価調査者との関係に関する判断基準

評価調査者が次のいずれかに該当する場合は、当該評価調査者は当該事業者の評価を担当してはならない。

評価調査者が現在所属するまたは過去3年の間に所属していた法人が経営するすべての施設、事業所

評価調査者の3親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等（評議員は除く）である法人が経営するすべての施設、事業所

評価調査者の3親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所（当該親族が、当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が経営する他の施設、事業所を含む）

上記のうち、
、
で規定する「所属」の例：

代表者や理事、役員等（評議員は除く）職員（常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係のあること）

評価調査者が現在業務（コンサルタント、会計事務、調理業務などの営利事業）等で関係するまたは過去3年の間に業務等を通じて経営等に関係していた施設、事業所

2 調査の対象となる事業者と評価機関との関係に関する判断基準

評価機関が次のいずれかに該当する場合は、当該評価機関は当該事業者の評価を実施してはならない。

評価機関の役員が現在所属するまたは過去3年の間に所属していた法人が経営するすべての施設、事業所

評価機関の役員の3親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等（評議員は除く）である法人が経営するすべての施設、事業所

評価機関の役員の3親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所。なお、所属とは、代表者や理事、役員等（評議員は除く）、職員（常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係のあること）を含む。（
において同じ。）

評価機関の役員等の3親等以内の親族が、施設、事業所の長である場合で、当該施設、事業所を経営する法人が経営する他の施設、事業所

評価機関の役員等が現在業務（コンサルタント、会計事務、調理業務などの営利事業）等で関係するまたは過去3年の間に業務等を通じて経営等に関係していた施設、事業所